政令第三十四号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号ハ中「二百三十円」を「百九十円」に、「二百四十円」を「百九十円」に、「二百七十円」を「二百二十円」に、「百アンペアを超えるもの」を「百五十アンペア以下のもの」に、「四百三十円」を「三百十円」に、「四百六十円」を「三百四十円」に改め、同号ハに次のように加える。

(4)　定格電流が百五十アンペアを超えるもの	
(i)　単相三線式のもの	九百二十円
(ii)　(i)に掲げるもの以外のもの	九百五十円

別表第四第九号中「十八万五千四百円」を「四十三万円」に改め、同表第十号中「十八万五千四百円」を「四十三万円」に、「十二万六千八百円」を「三十七万千七百円」に改め、同表第十一号中「十八万五千四百円」を「四十三万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第十四号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第三号及び第十一条第五項第七号（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十日

農林水産大臣　山本　有二

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第十二号中「同条第八項」を「同条第五項」に、「大口ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第四十条第二項第二号中「森林所有者」の下に「又は第九十九条第三号の推定相続人」を、「である森林」の下に「（同号の推定相続人である場合にあつては、同条第四号に該当することについて第百条第一項本文の確認（第百一条の二第一項の変更の確認を含む。）を受けた認定請求者（第九十九条に規定する認定請求者をいう。）から同号の契約に基づく経営の委託を受けた森林に限る。）」を加える。

第四十三条第五号中「森林所有者」の下に「又は第九十九条第三号の推定相続人」を、「である森林」の下に「（同号の推定相続人である場合にあつては、同条第四号に該当することについて第百条第一項本文の確認（第百一条の二第一項の変更の確認を含む。）を受けた認定請求者（第九十九条に規定する認定請求者をいう。）から同号の契約に基づく経営の委託を受けた森林に限る。）」を加える。

第九十九条に次の一号を加える。

四　病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により当該認定請求者が当該森林経営計画に基づく経営を行うことが困難となつた場合において、当該認定請求者が死亡するまで当該認定請求者が有する森林の全部についての経営を委託する契約を、前号の推定相続人との間で締結した委託契約書の写し

第百条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四号に掲げる要件に該当することについての確認を受けることができる認定請求者は、同条第三号に掲げる要件に該当することについての確認を受け、又は受けようとする認定請求者に限る。

第百条第二項中「前項」を「前項本文」に改め、同項第二号ハ中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項及び第四項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に、「第一項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前条第四号に掲げる要件に該当することについて第一項本文の確認を受けようとする認定請求者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　前条第三号に掲げる要件に該当することについての次項の確認書の写し（同項の規定による確認書の交付又は確認をしない旨の通知がされていない場合にあつては、前項の申請書及びその添付書類）

二　当該認定請求者と前条第三号の推定相続人との間で締結した委託契約書の写し

第百一条第一項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百一条の二　第九十九条第四号に掲げる要件に該当することについて第百条第一項本文の確認を受けた者であつて、前条第一項の変更の確認を受け、又は受けようとするものは、当該変更後の推定相続人と同号の契約を締結しようとするときは、農林水産大臣の確認を受けなければならない。

2　第百条第五項及び第六項の規定は、前項の変更の確認について準用する。

第百二条中「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に改め、「確認（」の下に「第百一条第一項及び」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の森林法施行規則第五条第十二号に該当するものに関する事業（この省令による改正後の森林法施行規則第五条第十二号に該当するものに関するものを除く。）の施行として行う開発行為（森林法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。）を行っている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。